

子どもの貧困対策に係る計画の策定について

1 経緯

(1) 政府の取組状況

平成 25 年 6 月

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。) 成立

平成 26 年 1 月 施行

平成 26 年 8 月

「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。) 閣議決定

(2) 法における地方公共団体の責務

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 9 条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 基本方針

(1) 計画策定について

平成 27 年度中に法第 9 条に基づく計画を策定する。

(2) 策定の手法について

平成 27 年 3 月に策定した「ふくしま新生夢プラン」の一部改訂により計画を策定する。

(3) 関連する計画

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(平成 27 年 3 月策定)

ふくしま青少年育成プラン(平成 25 年 3 月策定)

3 日程

計画策定に当たっては、下記のスケジュールを想定している。

時期	子ども・子育て会議	備考
9 月 4 日	基本方針を説明	
10 月下旬	素案を説明	
11 月		パブリックコメント
2 月～3 月	計画策定	

4 その他

計画策定に当たり、市町村アンケートを実施する予定。